

必要書類一覧表（個人申請用）

必要書類		摘要
1	小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書	資料 6 の記載例を参考に、 提出用 に記載してください。
2	船舶検査証書の写し	申請書に記載の船舶の長さはこれによります。 有効期間内のものをコピーして提出してください。 船舶検査証書に記載の船舶の長さと、明らかに相違する場合は、申請者に実測してもらう場合があります。
3	位置図	資料 7 の記載例を参考に、 提出用 に係留位置を記載してください。防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離を示し、係留位置を特定できるようにしてください。
4	見取り図	資料 8 の記載例を参考に係留状態が分かるよう、 提出用 に係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材等の係留に使用する全ての工作物について、適当な縮尺で作図してください。
5	誓約書	資料 9 の記載例を参考に、 提出用 に記載してください。 申請者が広島県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団員等に該当することはないこと等について誓約するものです。
6	写真	資料 10 の写真撮影例を参考にしてください。 小型船舶用泊地等を使用することとなる <u>船舶及び係留の用に供する工作物等を全て</u> 写してください。
7	漁業協同組合宛て誓約書	資料 11 の記載例を参考に 提出用 に記載のうえ申請書類一式を添付して、 <u>大野町漁業協同組合</u> に 2 部提出してください。受付印を押印後、1 部返却されますので、それを添付してください。 ※塩屋漁港は、大野町漁業協同組合、大野漁業協同組合、くば漁業協同組合が同地区に漁業権を設定しています。 この度は 3 漁業協同組合宛ての誓約書を <u>大野町漁業協同組合</u> が代表で受け付けます。

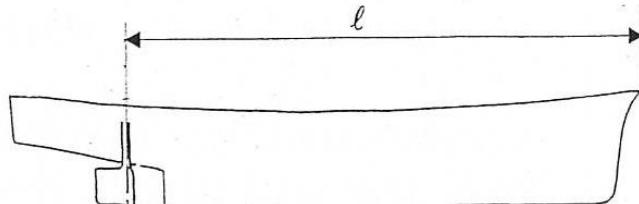
※書類は全て2部ずつ（1部はコピーで可）提出してください。

【 船舶の長さ 】

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数 5 トン以上 20 トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。※申請書にはこの長さを記入

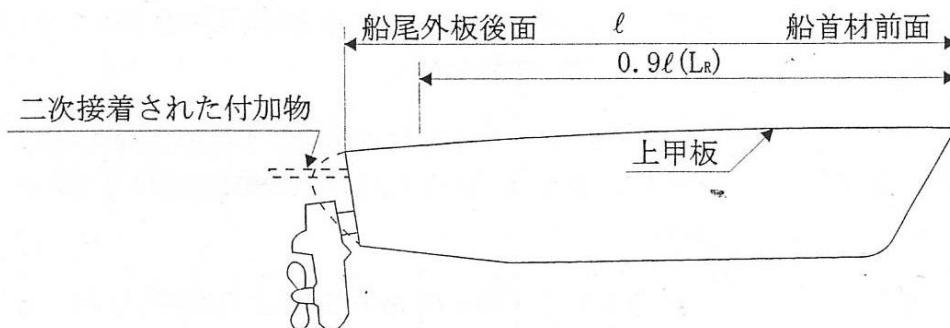
1 舵の有る船

$$\ell = \text{船の長さ}$$



2 舵の無い船（船外機等）

$$\ell (\text{船の長さ}) \times 0.9 = \text{船舶の長さ}$$



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

令和〇年〇月〇日

広島県西部建設事務所長様

申請者 住所 廿日市市桜尾〇丁目〇一〇
ふりがな はつかいち たろう
氏名 廿日市 太郎
〔法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
連絡先電話番号 0829-12-3456

※昼間に連絡のつく電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

塩屋漁港 塩屋漁港地区 (その1)

※資料3「地区別実施計画」を見て、申請する場所の地区を記入してください。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーターボート (船舶番号 273-12345) ・船舶の長さ 5.67m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

ア 係船環 2基 イ ロープ 4本 ウ 防舷材 4個 エ 通 船 (長さ 2.10m)

オ 栈 橋 (長さ . m)

カ 渡 橋 (長さ . m)

キ はしご

ク その他 ()

※始期は空欄のままにしてください

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート (船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇・船舶の長さ〇〇.〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋 (長さ〇〇.〇〇m)、オ 渡橋 (長さ〇〇.〇〇m)、カ

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書（記載例）

令和〇年〇月〇日

同一地区内に複数の船がある場合の記載例

広島県西部建設事務所長様

申請者 住所 廿日市市桜尾〇丁目〇一〇

ふりがな はつかいち たろう

氏名 廿日市 太郎

〔 法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

連絡先 0829-12-3456

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

塩屋漁港 塩屋漁港地区 (その①)

※資料3「地区別実施計画」を見て、申請する場所の地区を記入してください。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ① モーターべート (船舶番号 273-12345) | ・船舶の長さ 5.67m) |
| ② モーターべート (船舶番号 274-67890) | ・船舶の長さ 8.20m) |

計 2隻 13.87m

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

ア 係船環 2基	ア 係船環
イ ロープ 4本	イ ロープ 2本
ウ 防舷材 4個	ウ 防舷材 2個
エ 通船 (長さ . m)	エ 通船
オ 桟橋 (長さ 5.15m)	オ 桟橋 (①の船舶と共に)
カ 渡橋 (長さ 2.30m)	カ 渡橋 (①の船舶と共に)
キ 梯子	キ 梯子
ク その他 ()	ク その他 ()

※各船舶の長さを合計してください。

3 使用期間

令和 年 月 日から令和11年3月31日まで

※始期は空欄のままにしてください

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターべート (船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇・船舶の長さ〇〇.〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 桟橋 (長さ〇〇.〇〇m)、オ 渡橋 (長さ〇〇.〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名
〔 法人には事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
連絡先電話番号 〕

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- ## 1 使用する小型船舶用泊地等 塩屋漁港 塩屋漁港地区（その____）

- 2 係留等を行う船舶等
(1) 船舶 チーター・ボート (船舶番号) : 船舶の長さ m)

- (2) 継留の用に供する工作物（該当するものに○印）

ア	係船環	基
イ	ロープ	本
ウ	防舷材	個
エ	通 船 (長さ .	m)
オ	桟 橋 (長さ .	m)
カ	渡 橋 (長さ .	m)
キ	はしご	
ク	その他 (

- ### 3 使用期間 令和 年 月 日から令和11年3月31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区（〇〇市〇〇町地先）のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート（船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇・船舶の長さ〇〇.〇〇m）」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 桟橋（長さ〇〇.〇〇m）、オ 渡橋（長さ〇〇.〇〇m）、カ

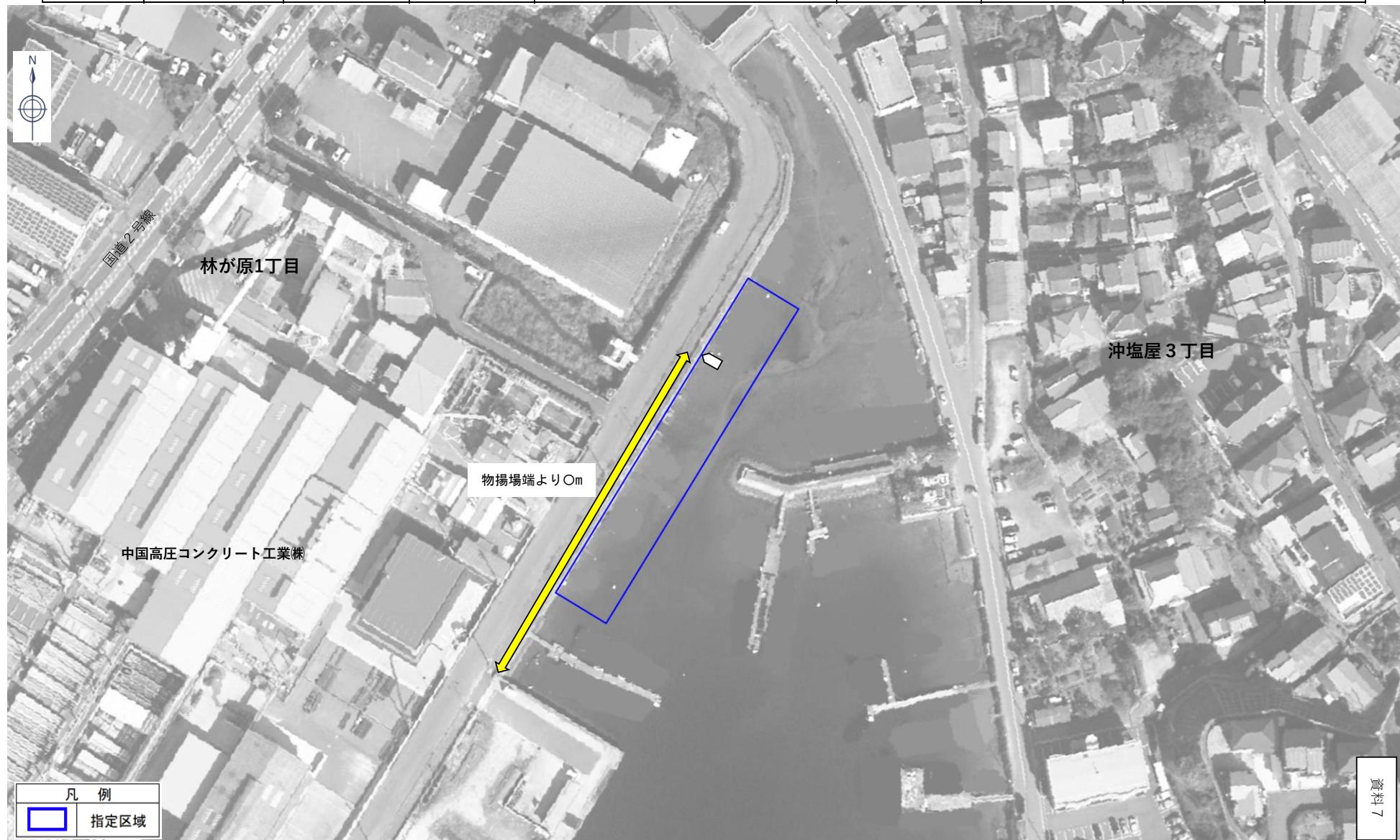
位 置 図 (記載例)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その1)	平成30年7月2日	1/1,000	4	1/5



位 置 図 (記載例)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その2)	平成30年7月2日	1/1,000	4	2/5



位 置 図 (記載例)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その3)	平成30年7月2日	1/1,000	4	3/5



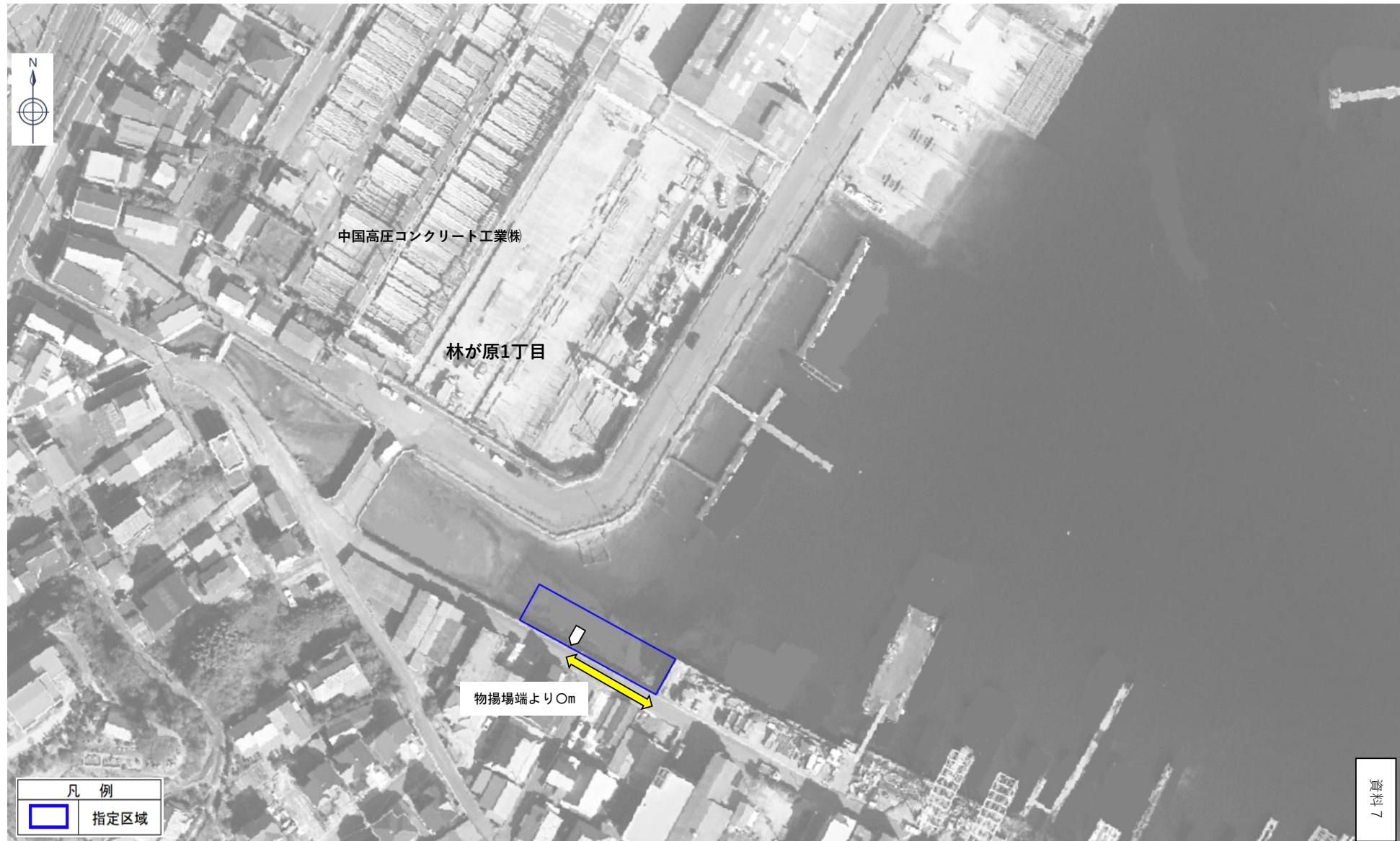
位 置 図 (記載例)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その4)	平成30年7月2日	1/1,000	4	4/5



位 置 図 (記載例)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その5)	平成30年7月2日	1/1,000	4	5/5



位 置 図 (提出用)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その1)	平成30年7月2日	1/1,000	4	1/5



位 置 図 (提出用)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その2)	平成30年7月2日	1/1,000	4	2/5



位 置 図 (提出用)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その3)	平成30年7月2日	1/1,000	4	3/5



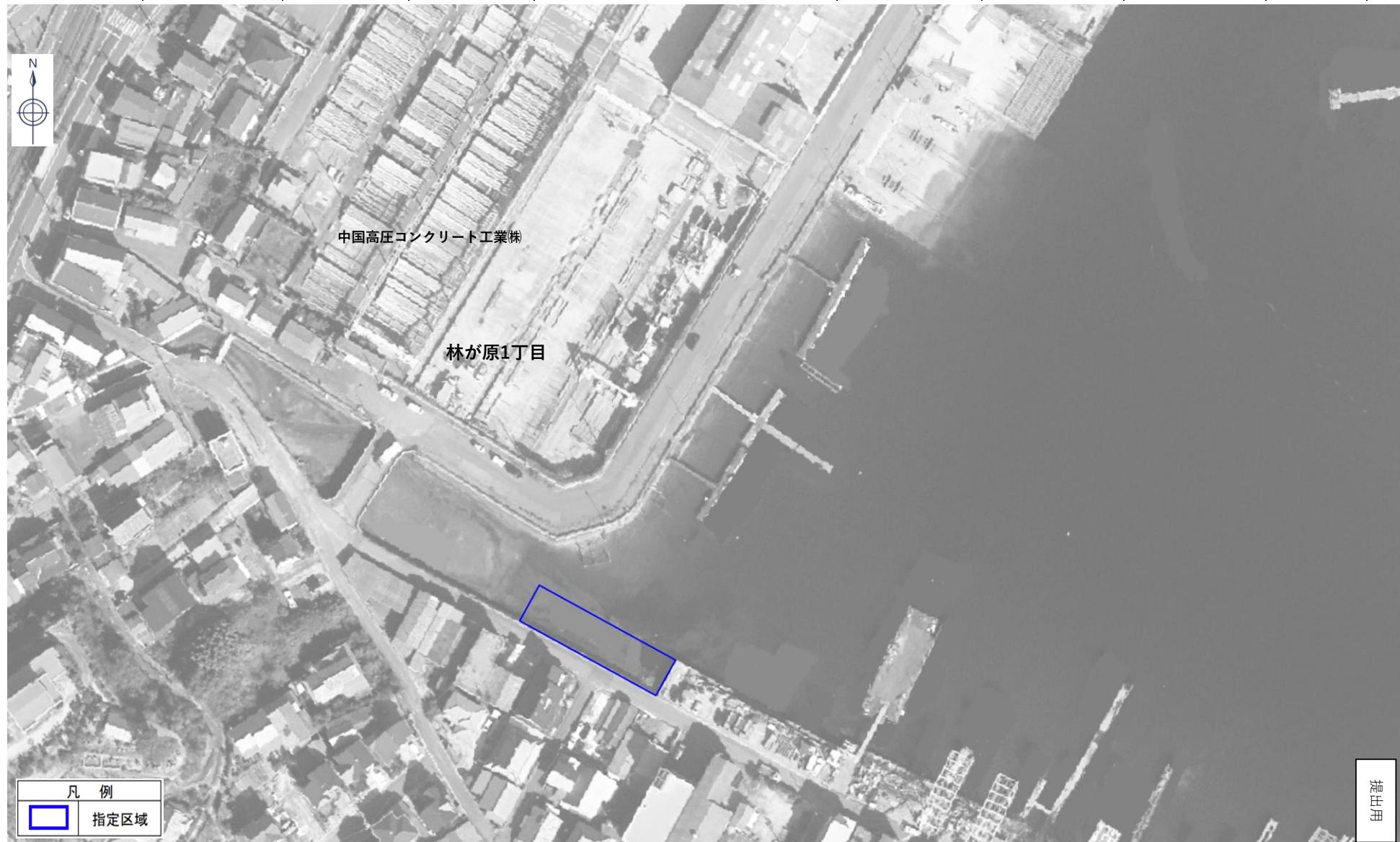
位 置 図 (提出用)

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その4)	平成30年7月2日	1/1,000	4	4/5

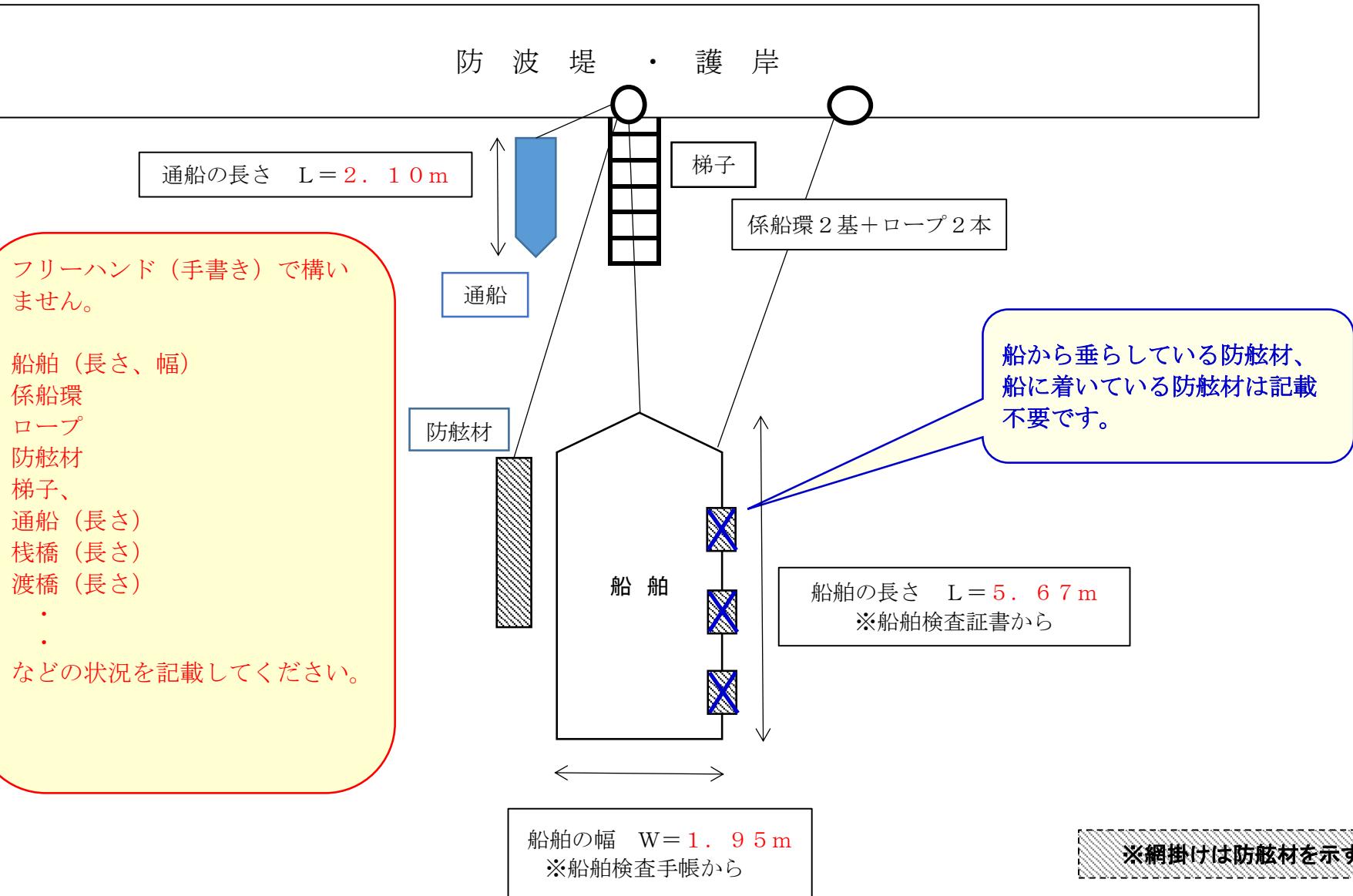


位 置 図 (提出用)

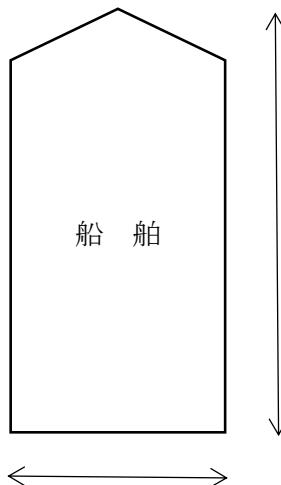
図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	漁港単独	塩屋漁港	—	塩屋漁港地区(その5)	平成30年7月2日	1/1,000	4	5/5



見取り図 (記載例)



防 波 堤 • 護 岸



船舶の長さ L = m
※船舶検査証書から

船舶の幅 W = m
※船舶検査手帳から

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日 生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(個人 記載例)

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

広島県西部建設事務所長 様

住所 広島県廿日市市桜尾□□ ○○番地
氏名 廿日市 太郎

生年月日 昭和〇 年〇 月〇 日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(法人 記載例)

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

広島県西部建設事務所長 様

所在地 広島県廿日市市桜尾□□ ○○番地

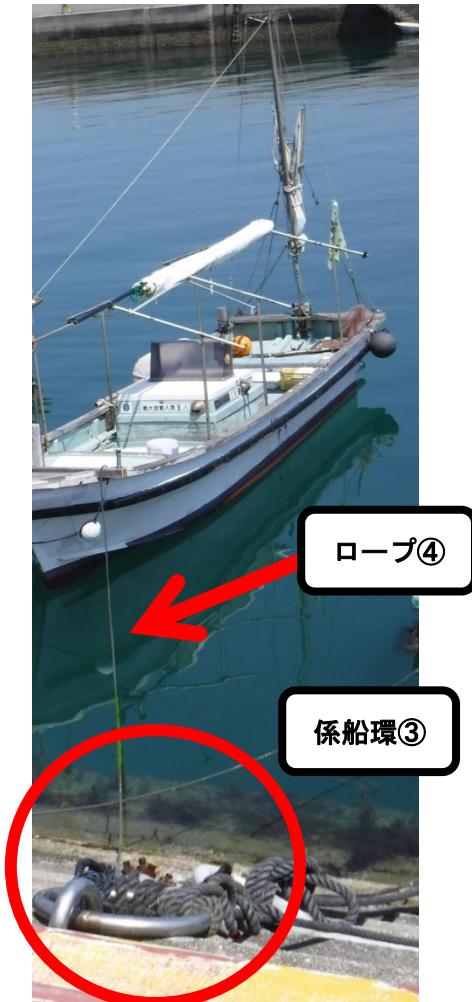
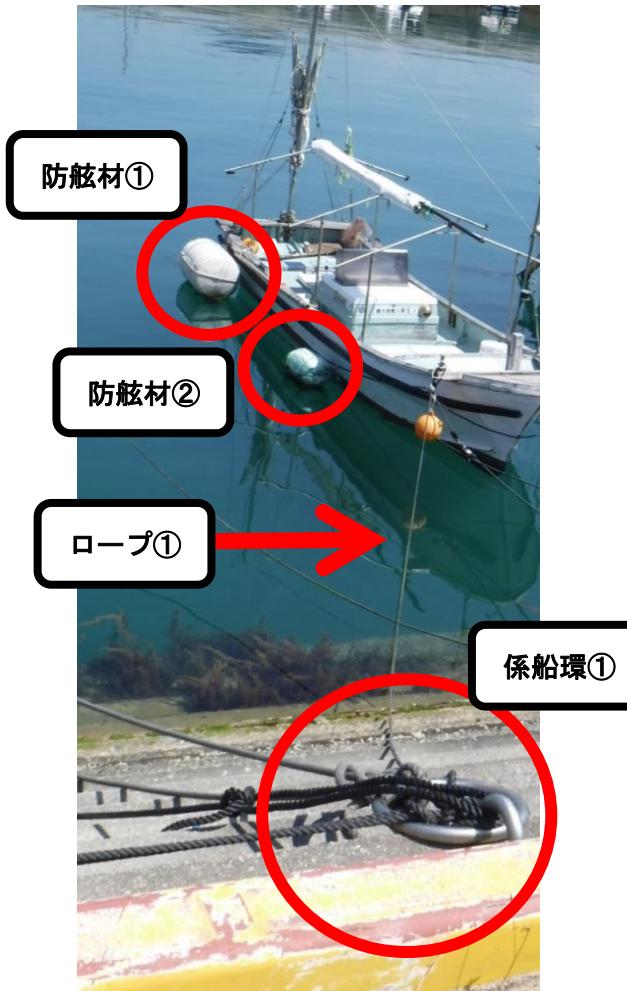
商号又は名称 株式会社▲▲▲

代表者氏名 廿日市 太郎

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

写 真 (撮 影 例)

※係船環×3基、ロープ×4本、防舷材×2基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）



注 船舶及び係留に使用している工作物等を全て写し、工作物等の名称を記入し、番号（①、②…）付けて、「○（赤色の丸）」又「→（赤色の矢印）」でその位置が分かるようにしてください。

工作物等の名称及びこれらの位置を示す「○（赤い丸）」、「→（赤い矢印）」は手書きでかまいません。

(記載例)

誓 約 書

この度、塩屋漁港に小型船舶用泊地等使用許可の申請を行うにあたり、以下の事項について確認するとともに遵守することをお約束し、以下の事項を遵守できない場合は広島県の使用許可を取り消されることに異議ありません。

- ① 塩屋漁港は、漁港であることを鑑み、漁船以外はマリーナ等へ移動する事を前提として小型船舶用泊地が認められており、永遠に係船が認められるものではないことを認識しています。
- ② 係船場所の売買や貸し借り等の事実があった場合や、あたかも許可があるかのごとく第三者の船舶を勝手に係船させた場合も、私の許可を取り消されることに同意します。
- ③ 漁船の係船場所として要望があった場合は、小型船舶用泊地内であっても速やかに明け渡すものといたします。

大野町漁業協同組合 御中

大野漁業協同組合 御中

くば漁業協同組合 御中

令和 ○年 ○月 ○日

住所 廿日市市桜尾○丁目○一〇

氏名 廿日市 太郎

誓 約 書

この度、塩屋漁港に小型船舶用泊地等使用許可の申請を行うにあたり、以下の事項について確認するとともに遵守することをお約束し、以下の事項を遵守できない場合は広島県の使用許可を取り消されることに異議ありません。

- ① 塩屋漁港は、漁港であることを鑑み、漁船以外はマリーナ等へ移動する事を前提として小型船舶用泊地が認められており、永遠に係船が認められるものではないことを認識しています。
- ② 係船場所の売買や貸し借り等の事実があった場合や、あたかも許可があるかのごとく第三者の船舶を勝手に係船させた場合も、私の許可を取り消されることに同意します。
- ③ 漁船の係船場所として要望があった場合は、小型船舶用泊地内であっても速やかに明け渡すものといたします。

大野町漁業協同組合 御中
大野漁業協同組合 御中
くば漁業協同組合 御中

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____